

# 相談室 Q&A

## 社会保険関係

### Q 業務中にけがをした社員が自分の健康保険証を使って病院で支払いを済ませた場合、どのような手続きが必要か

当社の社員が業務中に転倒し、けがをしてしまいました。幸い軽傷とのこと、自分で病院に行き、本人の健康保険証を提示して治療を受けたようですが、業務中のけがであるだけに、労災との関係が気になります。この支払い分について、労災保険給付とどのように調整すればよいでしょうか。 (宮城県 G社)

### A 健康保険から労災保険への切り替えが可能か否かを病院に確認する。できない場合は、いったん医療費の全額を自己負担した上で労災保険に請求する

回答者 長嶋和夫 ながしま かずひろ 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人大野事務所)

#### 1. 業務災害と健康保険(保険給付)

健康保険法1条では、「労働者又はその被扶養者の業務災害(労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。)以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い」(下線は筆者による)と規定されており、ここで言及されている労働者災害補償保険法7条1項1号では、「労働者の業務上の負傷、疾病、傷害又は死亡(以下「業務災害」という。)に関する保険給付」が労災保険の給付対象であると規定されています。以上より、業務災害については健康保険法が適用される余地がなく、健康保険証を使用することはできません。

#### 2. 労災保険への切り替え

前述より、業務災害について健康保険から受けた給付があれば、労災保険へ切り替えなければなりません。労災保険が適用されると、治療費の全額が保険適用になり、本人の一部負担はなくなります。この切り替えについて実務上の調整方法としては、社員が誤って業務災害に健康保険証を使用した事実が判明した時点で、まず受診した病院に、健康保険から労災保険への切り替えができるかどうかを確認します。確認後の対応は、[図表]

のとおりです。

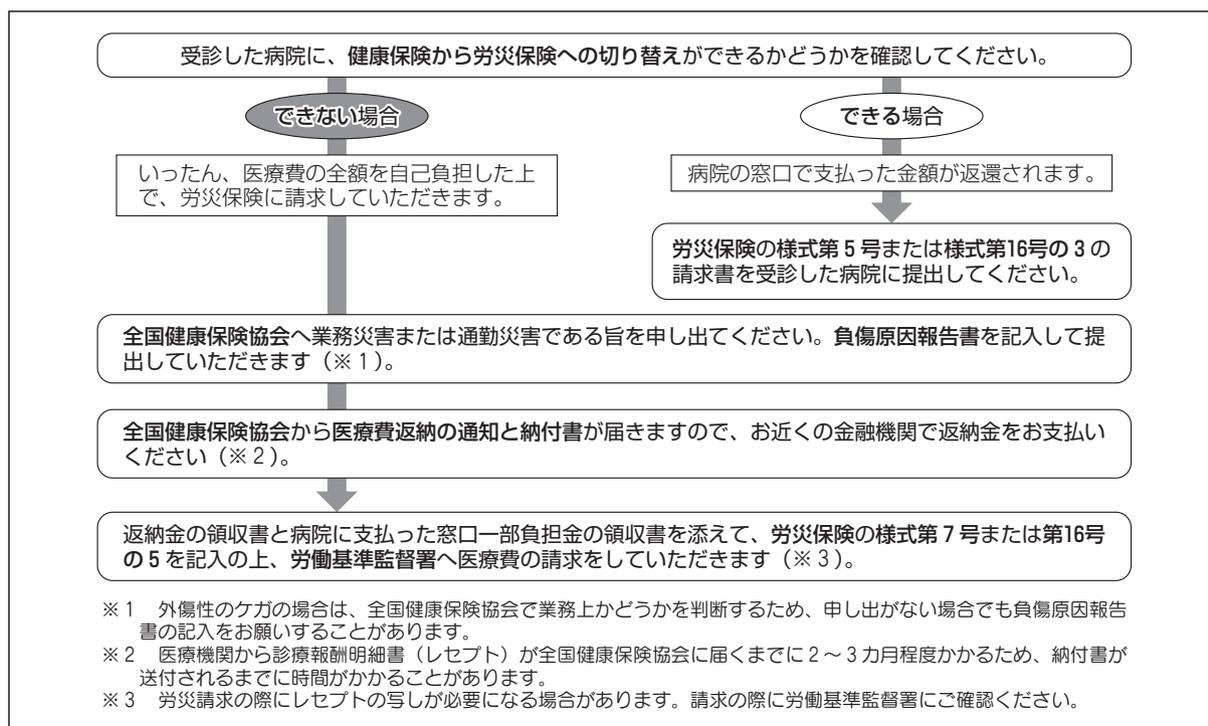
病院への切り替え可否の確認に関しては、速やかに行うことが注意点として挙げられます。例えば、受診した病院が労災指定病院であったとしても、健康保険証を使用した日から一定の時間が経過してしまうと、レセプト(診療報酬明細書)の締め日の関係上、切り替えできない可能性があるためです。

また、治療が続く場合には、たとえこれまで健康保険証を使用してきたとしても、業務災害であることを今後は必ず病院に伝え、以降は健康保険証を使用せず、労災保険からの給付を受けるようにすることも重要です。

#### 3. 労働基準監督署と保険者間の調整(通達)

従来、「健康保険の給付を受けていた労働者に対する労災保険給付の取扱について」(昭29.8.23 基災発116)によって、先に保険者(協会けんぽまたは健康保険組合)へ給付額を全額返還し、その後労働基準監督署へ労災保険給付の請求を行うことで給付を受けることが原則とされていました。しかしながら、労災認定された傷病等に対し、過去に給付を行った保険者への給付の返還に係る被災労働者等の負担軽減を図るため、平成29年2月

**図表** 業務災害または通勤災害であるにもかかわらず、誤って健康保険で病院にかかってしまった場合の手続き



資料出所：厚生労働省「お仕事でのケガには、労災保険！」

1日に「労災認定された傷病等に対して労災保険以外から給付等を受けていた場合における保険者等との調整について」（平29.2.1 基補発0201第1）が発出され、保険者への返還を要する金額相当分の労災保険給付の受領について、当該被災労働者等から保険者に委任する旨の申し出があり、健康保険等の返還通知書等を添えて労災請求があった場合に限り、保険者から示された金融機関の口座に、療養の費用の振り込みを行う方法により調整を行って差し支えないこととなりました。つまり、業務災害であるのに被保険者が誤って健康保険証を使用して健康保険からの給付を受けた場合、保険者に対していったん全額自己負担をした後に労災保険給付を請求するのではなく、労働基準監督署から受けることとなる療養の費用を直接保険者へ振り込んでもらうことで、本人が自己負担することなく調整をしてもらうことが可能になったのです。なお、調整が可能な健康保険からの給付は、療養の給付等、現物給付に限るとされています。

通達では「労災認定された傷病等に対し」とさ

れていますので、この方法による切り替えは労災認定を受けていることが前提となります。一例を挙げると、けがをして二つの病院で受診したときに、A病院では労災保険の様式第5号（療養補償給付たる療養の給付請求書 業務災害用）を提出し、B病院では健康保険証を使用し、A病院での労災認定がされた後にB病院で受けた健康保険給付を労災保険へ切り替える、といった場合が考えられます。けがをした本人が業務災害か否か判断がつかねる場合に、このような事態が起きることが推測されます。

被災労働者がすべきこととしては、まず労働基準監督署へ健康保険証を使用したことを伝え、保険者への振り込みを希望している旨申し出ます。誌幅の関係上、労働基準監督署と保険者間のやりとりについては述べませんが、その後、前掲通達に指示があるように、労災保険の様式第7号（療養補償給付たる療養の費用請求書 業務災害用）に、保険者から届く「返還通知書等」と委任状を添付して請求します。